

3の4

特許実務において
最低限知っておくべき
手続期間について

弁理士 宮口聡

任意手続	{	補正 (特17条92)	}	前回は. この3つでした。
		分割 (特44条)		
		変更 (特46条)		
	{	国内 [㊦] (特41条)	}	今回は. この3つ です。
		パリ [㊦] (パ)4条. 特43条)		
		実基 (特46条92)		

1. 国内優先権 (41条)

特出A(1) 特出B(1, D) B公開(64条)



70ラ入(2ヶ月)の救済が認められることあり (41条1項1号の注)。

特出A(1)に比し、優先権主張の効果(41条2項)が認められる。

願書でも行える。

優先権主張書面の提出期限であり、(41条4項、施規27条の4の2第3項)

また、先の特出Aのみならず取下時期でもある(42条1項本文)。

施規28条の4第2項

2. パリ条約 (パリ4条) による優先権

特出A(1) in 同盟国 特出B(1) in 日本 43条1項 (優先権主張書面の提出期限)



70ラ入(2ヶ月)の救済期間が認められることあり (特43条の2第1項)。

特出A(1)に比し優先権の利益(パリ4条B)が認められる。

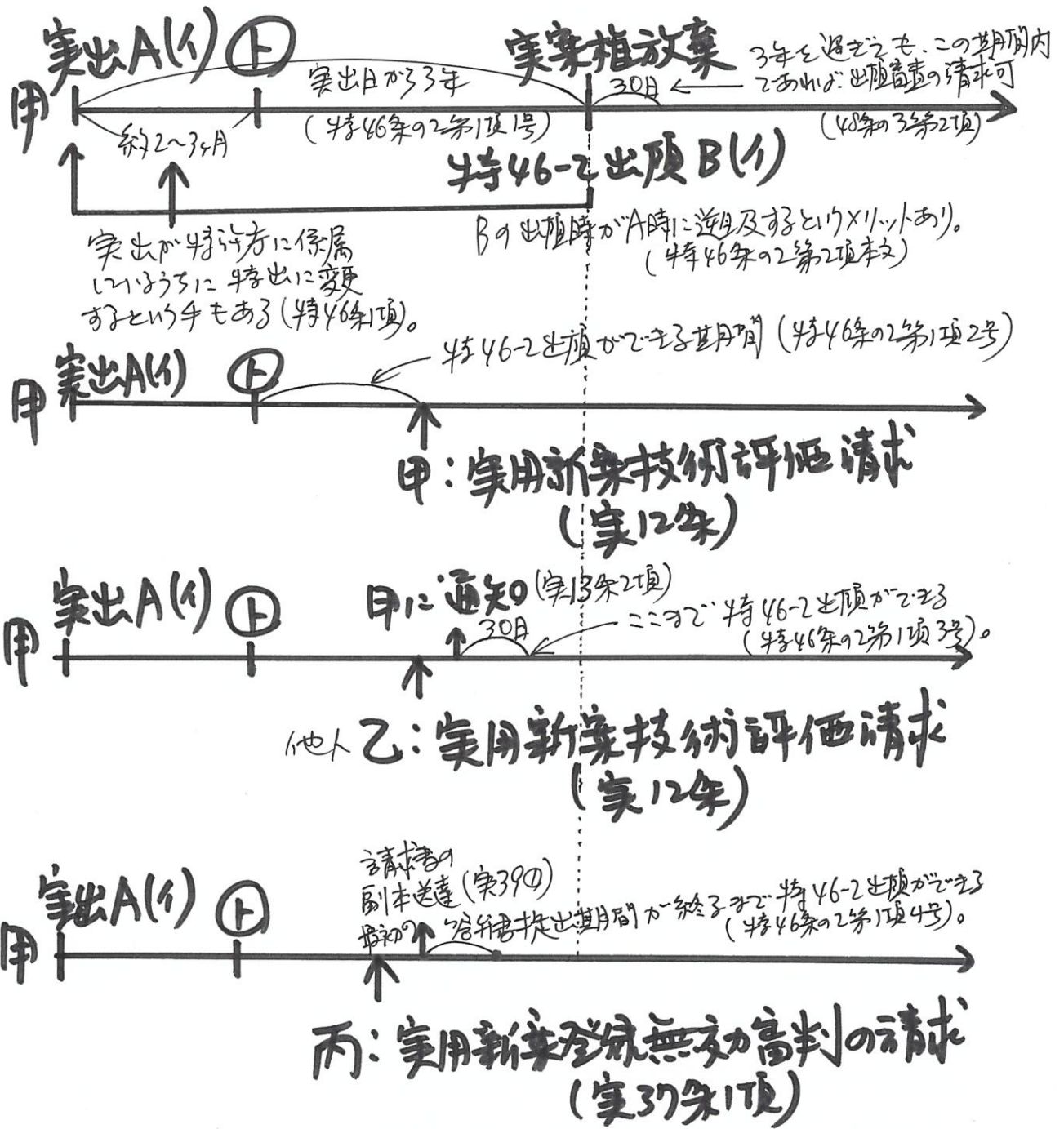
優先権証明書等も、この日までに提出すべき(43条2項)

またなければ、特43条6項通知を受け、通知日から2月以内に提出しう(特43条7項)。

さらに、不審事由による救済が認められる(10条8項)。

施規27-3-3 ⑥ { 第1国の送付遅延による場合 → 7ヶ月から14ヶ月(在外2ヶ月) (1号)
上記以外 → 「14ヶ月(在外2ヶ月)6日」ver. (2号)

3. 実用新案登録に基づく特許出願 (46条の2)



46条の2項	3年(1号)	技(本人Ver.)(2号)	技(他人Ver.)(3号)	答(4号)
延長	—	—	○: 特4条	○: 特5条1項
追完	○: 特46-2③	—	○: 特46-2③	—